

志摩市小規模企業・中小企業振興基本条例

志摩市は、全域が伊勢志摩国立公園に含まれる風光明媚な地域であり、雄大な太平洋と波静かな英虞湾、的矢湾の豊かな海産物の恵みを受け、万葉の時代から「御食国(みけつくに)」として栄えてきた歴史がある。特に、豊かな食材を生み出す水産業をはじめとする第一次産業と美しい景観等の地域資源を活用した観光関連産業を中心として、長い歴史の中で全国有数の観光地へと発展してきた。

こうした志摩市の発展を支えてきたのは、市内で大多数を占める小規模企業・中小企業であり、地域に根差して雇用を守り、それぞれが持つ力と技術等を発揮して、地域経済の発展と地域産業の振興をもたらすとともに、市民の日々の暮らしを支える重要な存在として社会的使命を果たしてきた。

一方で、近年の人口減少や少子高齢化に伴う地域内消費の減少や人手不足等、経済的・社会的環境の急激な変化が、小規模企業・中小企業の経営に大きな影響を与えている。

このような状況の中、将来にわたり、志摩市が持続的な発展を遂げていくためには、小規模企業・中小企業自らが経営の改善、向上に努めるだけでなく、地域社会全体で協働して課題解決に向けた取組を行うことが重要である。また、特に市内企業の多くを占める小規模企業の視点に立ち、小規模企業・中小企業の特성에応じた支援を行うことで、これら企業の意欲を引き出すことが必要である。

このような認識のもと、小規模企業・中小企業の振興を市政の重要な柱のひとつとして位置付け、小規模企業・中小企業が地域の特色を生かしながら時代の変化に対応した新たな価値の創出や新たな分野への挑戦を地域社会全体で支援し、協働による地域経済の健全な発展と市民生活の向上を図ることで、市民のだれもがいきいきと働き暮らし続けることができる、みんなが自慢したくなるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における小規模企業及び中小企業(以下「小規模企業・中小企業」という。)の振興に関する基本理念を定め、市の責務、小規模企業・中小企業及び商工会等の役割を明らかにすることにより、小規模企業・中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業 法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 支援機関 小規模企業・中小企業の支援を行う機関及び団体(商工会及び金融機関を除く。)であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (6) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校であって、市内に存する学校及び市内で研究開発等の事業活動を行う大学等をいう。
- (7) 大企業 小規模企業・中小企業以外の企業であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (8) 市民 志摩市まちづくり基本条例(平成20年志摩市条例第22号)第2条第1号に規定する市民をいう。

(基本理念)

第3条 小規模企業・中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 小規模企業・中小企業の自らの創意工夫及び経営の向上に対する主体的な努力を促進すること。
- (2) 地域の雇用を促進し、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしている小規模企業・中小企業の重要性を認識すること。
- (3) 市、国、関係地方公共団体、小規模企業・中小企業、商工会、支援機関、金融機関、教育機関、大企業及び市民が相互に連携及び協力すること。
- (4) 地域経済の循環の促進及び自然環境への配慮等により、持続可能なま

ちづくりが図られること。

(5) 人口減少及び少子高齢化の進行、自然災害の発生、デジタル技術の進展等、経済的・社会的環境の変化に円滑に対応すること。

(6) 市の貴重な歴史、伝統及び文化を尊重し、自然、技術、人材その他の市が有する特色ある地域資源を有効に活用すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、小規模企業・中小企業の振興に関する施策を講じなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、小規模企業・中小企業の実態を把握し、その意見の反映に努め、国、関係地方公共団体、小規模企業・中小企業、商工会、支援機関、金融機関、教育機関、大企業及び市民と協力して取り組むものとする。

3 市は、小規模企業・中小企業の振興に関する施策について、市民の理解を深めるよう努めるものとする。

(小規模企業・中小企業の役割)

第5条 小規模企業・中小企業は、基本理念にのっとり、他の小規模企業・中小企業又は多様な主体と連携及び協力することにより、経済的・社会的環境の変化に対応して、主体的に経営の向上に努めるものとする。

2 小規模企業・中小企業は、地域社会の一員としての社会的責任を認識し、事業活動を通じて、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 小規模企業・中小企業は、市の特色ある地域資源を有効に活用するよう努めるものとする。

4 小規模企業・中小企業は、教育機関と連携し、児童、生徒等の職場体験及びインターンシップの機会等の提供並びに企業情報を発信するよう努めるものとする。

5 小規模企業・中小企業は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第6条 商工会は、基本理念にのっとり、小規模企業・中小企業の経営の発達、改善及び革新を促進するための取組を伴走支援により積極的に行うものとする。

2 商工会は、小規模企業・中小企業の実態を把握し、自らの事業活動に反映

するとともに、商工会の会員相互の関係強化及び多様な主体との連携を促進するよう努めるものとする。

3 商工会は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 商工会は、小規模企業・中小企業及び大企業の商工会への加入促進に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、資金融資、経営相談その他の方法により、小規模企業・中小企業の経営基盤の強化及び経営の革新に対する支援を通じ、地域経済及び社会への貢献につなげていくよう努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援機関の役割)

第8条 支援機関は、基本理念にのっとり、小規模企業・中小企業の経営の改善及び向上並びに産業間又は事業者間の連携を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 支援機関は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、基本理念にのっとり、勤労及び職業に対する意識の啓発、地域で活躍する人材の育成、研究開発等を通じて、小規模企業・中小企業と連携及び協力するよう努めるものとする。

2 教育機関は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第10条 大企業は、基本理念にのっとり、自らの事業活動の維持及び地域経済の持続的な発展のために重要な役割を小規模企業・中小企業が果たしていることを認識し、小規模企業・中小企業と連携した事業の創出を図るよう努めるものとする。

2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、事業活動を通じて、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 大企業は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第 11 条 市民は、基本理念にのっとり、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上のために小規模企業・中小企業が果たす役割の重要性を理解し、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(経営の革新及び経営基盤の強化)

第 12 条 市は、小規模企業・中小企業の自らの創意工夫及び経営の向上に対する主体的な取組に対して、商工会及び支援機関等と連携し、その取組が着実に実行できるよう必要な支援を講ずるものとする。

2 市は、小規模企業・中小企業が経営の革新及び経営基盤の強化を図るため、金融機関等と連携し、資金調達の円滑化を図るよう必要な支援を講ずるものとする。

(販路の拡大及び新たな事業の展開の促進)

第 13 条 市は、小規模企業・中小企業の販路の拡大を促進するため、商工会と連携し、地域資源の磨き上げを図るとともに、販路の開拓の支援及び市内外において販売する機会の充実を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、教育機関等と連携し、地域資源を活用した新たな価値の創出及び新たな事業の展開を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保及び育成)

第 14 条 市は、小規模企業・中小企業の事業活動を担う人材の確保及び育成を図るため、若者、高齢者、障がい者等の多様な人材の小規模企業・中小企業への就職及び定着の促進並びに働きやすい職場環境の整備等を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、地場産業を支える専門的な人材を確保するため、教育機関等と連携し、地域に適応した担い手の育成及び特有の技能の継承を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

(創業及び第二創業の促進並びに事業承継に対する支援)

第 15 条 市は、小規模企業・中小企業の円滑な創業及び第二創業を促進するため、商工会及び金融機関等と連携し、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談を行う体制の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、小規模企業・中小企業に蓄積された経営資源等が失われることなく事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、商工会及び支援機関等と連携し、円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(デジタル技術の活用)

第 16 条 市は、小規模企業・中小企業におけるデジタル技術の活用による業務の効率化及び生産性の向上を図るため、デジタル技術の導入及び活用並びにデータの利活用を促進し、並びにこれらに資する人材の育成を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

(防災及び減災対策の促進)

第 17 条 市は、自然災害その他の事業活動の基盤における重大な障害が発生した場合においても、小規模企業・中小企業が円滑に事業を再開し、又は継続することにより、地域経済への影響を軽減できるよう、商工会等と連携し、防災及び減災対策を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(観光誘客及び消費の促進)

第 18 条 市は、観光消費の促進による地域内需要の拡大を図るため、観光資源の魅力の増進及び新たな観光資源の発掘並びに国内外に向けた魅力の発信により、国内外からの旅行者の来訪を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第 19 条 市は、小規模企業・中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。